



「看護業務基準」の改訂について

公益社団法人 日本看護協会



「看護業務基準」とは

「保健師助産師看護師法で規定されたすべての看護職に共通の看護実践の要求レベルと看護職の責務を示す」

「看護業務基準」の歴史

1995年 「看護業務基準」公表

2006年 少子高齢化の進展、医療技術の進歩、国民の意識の変化に伴う看護の高度化・複雑化等、変動する時代の要請に応えるものとなるよう改訂

「看護業務基準（2006年度改訂版）」公表

2014年 常に国民の要請に応じていくための計画的な見直しは専門職としての責務であるという日本看護協会の考えに基づき、

「看護業務基準（2006年度改訂版）」の見直し開始

「看護業務基準」は看護を取り巻く状況変化等にあわせて見直していくことが必要

平成26年度看護業務基準のあり方検討員会

2016年7月 「看護業務基準（2016年改訂版）」公表

改訂方針

「働く場や年代・キャリア等にかかわらずすべての看護職にとって看護の核を示すもの」とし、看護職の活躍の場が多様化する中で、折に触れて立ち返るべき拠り所となるものを目指す

平成26年度看護業務基準のあり方検討委員会 答申より

- 我が国では少子高齢化の進行、医療の高度化や国民意識の変化によって、**医療・介護ニーズは増大し、多様化・複雑化**も進んでいる。また、従来の**病院完結型から地域完結型へ**と舵を切り、保健医療福祉サービスの提供者には地域で暮らすその人を中心に支える視点が不可欠となっている。
- 近年、**看護職が果たす役割の拡大**とともに、**活躍する領域や場の多様化**が進んでおり、専門職として、看護職には大きな期待が寄せられている。
- 看護職が大きな変化の中にあるからこそ、看護実践の拠り所となるものが重要であることから改訂方針を策定した。

検討の経過

年	月	経過
2014年 (H26)	7月	有識者ヒアリングおよび書面による情報収集 <ul style="list-style-type: none"> ・内容：看護業務基準の活用の現状と課題について ・ヒアリング：8名（医療機関の看護管理者、看護教員等） ・書面による情報収集：31名（看護関係団体を通じた回答者等）
	10月 ～	「看護業務基準のあり方検討委員会」設置（全5回開催） 看護業務基準のあり方と見直しに関する検討を実施し、「看護業務基準2006年度改訂版」の改訂の必要性について提言
2015年 (H27)	7月～	「看護業務基準検討委員会」設置（全6回開催） 「看護業務基準（2016年改訂版）」（案）を作成するとともに、普及啓発について検討し、提言
	11～ 12月	日本看護協会公式HP上で文案に対する意見募集 有効回答数：60件 （医療機関、社会福祉施設、都道府県看護協会等に所属する看護職）
2016年 (H28)	1月	弁護士による文案の法的妥当性の確認
	2月～ 4月	日本看護協会内での検討と合意
	7月	公表

用語の定義

- 看護職の中からは、「看護業務に追われて看護ケアができない」という言葉も聞かれ、看護業務という言葉は看護実践や看護ケアとは全く異なるものと捉えられていることもある。
- 日本看護協会では、それぞれの言葉について定義をしており、**「看護業務」****「看護実践」****「看護ケア」**はどれも看護にかかわる主要な用語として位置づけている。

■ 看護業務

看護の提供者が主体で、「何を」「どのように」すべきかを提示すること。

■ 看護実践

看護職が対象に働きかける行為であり、看護業務の主要な部分を成すものである。

■ 看護ケア

主に看護職の行為を本質的に捉えようとするときに用いられる。看護の専門的サービスのエッセンスあるいは看護業務や看護実践の中核部分を表すものをいう。

日本看護協会：看護にかかわる主要な用語の解説，日本看護協会，p14-15, 2007.

看護業務基準の構成

- 社会環境等が変化する中でもすべての看護職に共通の看護の核の部分を示すものという視点から構成を見直し、「看護実践の基準」と「看護実践の組織化の基準」を本来の「看護業務基準」として位置付けた。

2006年度改訂版

- 0 はじめに
- 1 看護の今日的課題
- 2 本基準における
基本的考え方
- 3 看護実践の基準
- 4 看護実践の組織化の基準
- 5 おわりに

2016年改訂版

- はじめに
- 1 看護実践の基準
- 2 看護実践の組織化の基準

「看護業務基準（2016年改訂版）」

改訂のポイント1

看護職が活躍する領域や場の多様化が進んでいることを踏まえて、**保健師、助産師、看護師、准看護師すべてが活用できるような表現へ**と見直しを行った。

例)

- 病院における看護が想定される表現の見直し

「看護業務基準（2016年改訂版）」

改訂のポイント2

看護実践を行うときの責務として、特に**強調したい点と具体的項目の整理と修正**を行った。

例)

- 「看護者の倫理綱領」から医療・看護の変化を踏まえた視点で「看護実践の責務」の項の強調したい内容を整理

改訂のポイント3

看護が人々の生涯を通じて支えていくためには、身体的、精神的、社会的側面に加えて、信条や価値観に対して思いを馳せることや、看護の対象者が多様化していることなどを深く捉える必要性を踏まえ、**WHO憲章等の動向を考量**し、人間の尊厳確保や生活の質という視点から全体を見直した。

例)

- “spiritual”に含まれる人間の尊厳確保や生活の質という視点から検討

「看護業務基準（2016年改訂版）」

改訂のポイント4

近年の看護を取り巻く環境の変化と併せて、看護の専門知識に基づいて行う判断は看護師の専門性の根幹であり、明示されるべきであるという考えから、これまで含まれていなかった**新たな要素を追加**した。

例)

- 看護を必要とする人の意思決定支援
- 看護実践の目的と方法の説明と合意
- 看護実践に必要な判断を専門知識に基づき行う

「看護業務基準（2016年改訂版）」 改訂のポイント5

看護師と准看護師の業に関して、法的規定、教育の基本的考え方の違いがあり、求められる要求水準が異なること、また、専門看護師、認定看護師が各分野で力を発揮していることなどを踏まえ、**対象の考え方を整理**した。

例)

- 准看護師に関する項目の整理と付記
- 看護実践の専門分化に関する項目の見直し

「看護業務基準」は、自施設の看護基準・看護手順・マニュアルの作成、見直しの際や、看護管理者育成・研修・マニュアル作成時の参考基準として、また、自らの看護実践を参照するものとして広く活用されてきました。

今後、より多くの看護職が「看護業務基準」が自らのことを示していると受け止められることを期待しています。

ぜひ、ご活用下さい！



日本看護協会公式ホームページから
ダウンロードができます

<http://www.nurse.or.jp/nursing/practice/kijyun/index.html>

